

## 指定管理者評価制度の概要

### 1 目的

指定管理者制度を導入した施設について、サービスの履行、安全管理、法令遵守等の指定管理者が守るべき事項の確認を行うとともに、サービス実施状況や利用者満足度等をチェックし、その結果を管理運営業務に反映することで、サービスの一層の向上を図る。

### 2 評価方法等

#### (1) 一次評価：所管局による客観的評価

	閉鎖期間なし (宝町・新京橋・東銀座)	閉鎖期間あり (八重洲・日本橋)	板橋四ツ又
① 確認項目	40 項目	32 項目	42 項目
② 標準点	50 点	37 点	52 点
③ 満点	100 点	74 点	104 点
④ 採点	・各項目について3段階で評価		

評価内容	得点
水準を上回る	2 点
水準どおり	1 点
水準を下回る	0 点

・確認項目中、「安全性の確保」、  
「利用の状況（収益性）」等を特に重視し、  
得点を2倍にする配点

#### ⑤ 評価基準

評価※ (～H30)	確認項目評価の得点の合計点	閉鎖期間なし (宝町・新京橋・東銀座)	閉鎖期間あり (八重洲・日本橋)	板橋四ツ又
S (S)	「標準点（全確認項目が「水準どおり」の評価を受けた場合の合計点）の1.33倍（小数点以下切上）」点以上	67点以上	50点以上	70点以上
A (A+)	「標準点の1.25倍（小数点以下切上）」点以上かつ 「標準点の1.33倍（小数点以下切上）－1」点以下	63点～66点	47点～49点	65点～69点
B (A)	「標準点の0.88倍（小数点以下切捨）＋1」点以上かつ 「標準点の1.25倍（小数点以下切上）－1」点以下	45点～62点	33点～46点	46点～64点
C (B)	「標準点の0.88倍（小数点以下切捨）」点以下	44点以下	32点以下	45点以下

※平成30年度評価まで「S・A+・A・B」→令和元年度評価から「S・A・B・C」

#### (2) 二次評価：評価委員会による専門的評価

##### ① 評価基準

評価※(～H30)	内 容
S (S)	管理運営が優良であり、特筆すべき実績・成果が認められた施設
A (A+)	管理運営が良好であり、管理運営に係る様々な点で優れた取組が認められた施設
B (A)	管理運営が良好であった施設
C (B)	管理運営の一部において良好ではない点が認められた施設

##### ② 評価委員会 審議等の原則公開、議事録の公開

#### (3) 総合評価：所管局による総合評価

一次評価結果及び二次評価結果に基づき、所管局が総合評価を決定し、評価結果を公表する。